

熊本県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき令和8年（2026年）4月2日に請求された住民監査請求について監査を行ったので、同条第5項の規定に基づき、その結果を公表する。

令和8年（2026年）6月5日

熊本県監査委員	小原	雅之
同	藤木	美才
同	前田	憲秀
同	楠本	千秋

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の受付

1 請求人 (略)

2 請求書の提出日

令和8年4月2日

3 請求の内容

請求人提出の熊本県職員措置請求書による請求の要旨、措置請求及び請求書添付の事実証明書は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

① 請求の対象とする機関又は職員

熊本県知事

② 財務会計上の行為及び怠る行為について

熊本県教育長であった白石伸一（以下「白石教育長」という。）並びに熊本県A教育事務所（以下「A教育事務所」という。）の所長であったB（以下「B所長」という。）に対して、亡C氏（以下「C氏」という。）の自死による損害賠償金としてその遺族に対し支出した1億851万3540円についての熊本県が有する求償権の行使を怠っていること。

③ 違法・不当とする理由

ア C氏の本件自死についてのB所長並びに白石教育長の安全配慮義務についての重大な過失

(ア) B所長の重大な過失

a B所長のC氏に対する安全配慮義務

B所長は、A教育事務所に勤務する職員の勤務時間管理並びに健康管理について、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条の注意義務履行について、熊本県の代理監督者であるとともに、安全配慮義務履行についての履行補助者たる地位にあった。

b C氏が心身の健康を損ねる過重な長時間勤務に就労していることにつき認識を有していたのに軽減措置を執らなかった重大な過失

C氏のA教育事務所の管理主事としての業務は、心身の健康を損ねるおそれのある常軌を逸した過重な長時間勤務であった。この過重な就労態様を、熊本県の代理監督者・履行補助者であるB所長は認識しながら、それを軽減

することなく従事させた重大な過失により精神障害を発症させ、正常な認識や行為選択能力が著しく阻害された下でC氏は本件自死に至った。

c 心身の健康を損ねていることの認識を有していたのに軽減措置、健康上の措置を執らなかった責任

加えて、C氏の心身の不調について、B所長は認識し、かつ産業医面接によりC氏が過重な長時間勤務による心身の負荷により、ストレスや疲労が過度に蓄積し、心身の不調が生じていることを指摘され、かつ産業医より時間外勤務の削減や業務上の負荷の軽減を求められた後においてさえ、C氏の時間外勤務や業務による心身の負荷の軽減をしなかった重大な過失も加わり、C氏は本件自死に至った。

d B所長の二重の重大な過失

B所長は、C氏が心身の健康を損ねるおそれのある過重な長時間勤務に就労していることを認識しながらその勤務に従事させた重大な過失がある。さらに、C氏が心身の不調を生じた後もC氏の勤務時間や業務負担の軽減措置を執らなかったことについても重大な過失があり、二重の重い過失についての責任を有している。

(イ) 白石教育長の重大な過失

a 白石教育長の各教育事務所長に対する教育事務所職員の勤務時間適正把握並びに長時間勤務の是正監督権限

教育長は、行政の基幹的事項たる各教育事務所を含む教育委員会事務局の所轄の下にある職員の勤務時間が適正に把握され、長時間勤務が生じたときは直ちにこれを是正すべき体制を構築すべき義務を有するとともに、教育事務所等の各所属の職員の長時間勤務が生じていることを認識したときは、各所属の長（本件ではB所長）に命じて、その是正監督をなすべき職責を有していた。

b 各教育事務所の管理主事の長年に亘る心身の健康を損ねるおそれのある長時間勤務についての認識

熊本県教育委員会事務局（以下「教育庁」という。）の各教育事務所の管理主事の時間外勤務の状況は、教育庁自死事案内部調査チーム（教育庁教育政策課取扱）作成の「教育庁職員自死事案に係る内部調査書」（以下「内部調査書」という。）（16頁）によれば、本件請求書添付の「管理主事の時間外勤務の状況」のとおり、本件自死が生じた令和4年度以前より、過労死ラインとされている月80時間、さらに多忙期には月100時間を超えることが常態化していた。C氏が本件自死に至った翌月（令和5年〇月）、熊本県内の全教育事務所の管理主事の客観的な出退勤記録であるパソコンログに基づ

く月平均時間外勤務は166時間18分、前年度の〇月（令和4年〇月）については155時間36分と、極度の長時間勤務が全教育事務所において生じている。

前記内部調査書（17頁）は「本件事案前における管理主事の長時間労働に対する教育庁の共通認識」として、

「こうした長年にわたる管理主事の長時間労働の常態化が、いつしか既成事実化され、管理主事の長時間労働を縮減する抜本的な取組みを行うのではなく、『管理主事の時間外労働時間が多いのはやむを得ない』という認識に固定化されていったと考えられる。しかもこの認識は、教育事務所内だけではなく、人事管理部門にも浸透していたと考えられる。加えて、このような認識の対象となる業務が、教育庁内には管理主事の業務以外にも複数存在していたと考えられる。

前記のような教育庁内における固定化された認識を前提に、管理主事の業務の抜本的な縮減や人員の増員配置等の管理主事の長時間労働解消に向けた効果的な取組みが実施されることなく、管理主事の長時間労働が続いてきたと考えられ、このことは教育庁全体に管理主事の長時間労働を事実上黙認する組織風土が広がっていたものと猛省する必要がある」。

c 白石教育長の、B所長に対する、C氏の長時間勤務についての是正監督義務履行についての重大な過失

本件自死当時、教育委員会事務局の長たる教育長であった白石教育長は、各教育事務所の管理主事の勤務時間につき、パソコンログに基づく客観的な出退勤記録や、かねてよりの管理主事の時間外勤務の状況によれば、C氏を含む全教育事務所の管理主事が心身の健康を損ねる長時間勤務に従事していることを容易に認識し、あるいは認識し得たものである。そのうえで各教育事務所長に対する指揮監督権限に基づき、当該職員が長時間勤務により心身の健康を損なうことのないよう勤務時間の是正をなすべき旨の指導、監督をなすべき義務を有していた。

にも拘わらず、B所長に対し、C氏の長時間勤務を是正すべき指導監督義務を履行しなかったものであり、重大な過失がある。

イ 熊本県の損害賠償金の支払いと両名に対する求償権行使の懈怠

熊本県はC氏の本件自死についての安全配慮義務懈怠による損害賠償につき、令和7年10月〇日付けで、その遺族に対し、金1億851万3540円の支払義務があることを認める合意をし、同年10月〇日にこれを支払った。

本件自死は前記のとおり、白石教育長並びにB所長のC氏に対する安全配慮義務履行にあたっての重大な過失により生じたものであり、前記損害賠償金について両名に対し求償権を有する（国家賠償法第1条第2項）がこれを行っていない。

(2) 措置請求について

白石教育長並びにB所長に対する損害賠償金1億851万3540円の求償権を行使しないこと(怠る行為)の違法確認、並びに前記兩名に対する求償権相当額の請求(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)242条の2、第1項第3、4号)をすること。

(3) 請求書添付の事実証明書

① 令和7年3月14日付け「内部調査書」

② 令和6年6月19日付け地基熊第40号で地方公務員災害補償基金熊本県支部事務長より開示のあった「A教育事務所に勤務していたC氏に関する公務災害認定(地公災基金熊本県支部長2024年3月〇日付け・No.〇)に係る、請求者提出資料、所属提出資料並びに熊本県支部が本件の調査・判断のため収集・作成した資料一式」の写し

4 請求の受理

本件請求については、自治法第242条の要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容、請求の要件審査の結果を総合的に判断して、熊本県が支出した損害賠償金に関して白石教育長及びB所長に対する求償権の行使を違法に怠っているか否かについて監査した。

2 監査対象機関

教育庁

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、前記第1の3(3)②が証拠として書面により提出された。

なお、陳述の希望はなかった。

4 監査対象機関の監査

教育庁に対して、自治法第242条第5項及び熊本県住民監査請求取扱要領(以下「取扱要領」という。)第7条第1項に基づき、令和8年5月12日に監査委員事務局監査、また同月22日に監査委員監査を実施した。

5 関係人調査

自治法第199条第8項及び取扱要領第7条第2項に基づき、以下のとおり関係人調査を実施した。

- ・ 令和8年4月22日、同月27日及び同月30日 令和4年度のA教育事務所の職員（B所長を含む。）
- ・ 同年5月18日 白石教育長
- ・ 同年同月21日 令和4年度の教育政策課職員

第3 監査の結果

本件請求についての監査結果を、合議により、次のように決定した。

本件請求は、これを棄却する。

以下、棄却理由について述べる。

1 前提となる事実

(1) 令和4年4月1日、C氏はA教育事務所に赴任した。

(2) C氏について、以下のとおり産業医から助言・指導を受けている。

① 令和4年10月18日付け「長時間勤務者保健指導結果」通知

教育政策課から教育庁本庁各課及び各教育事務所を含む地方機関（以下「各所属」という。）長への通知日：令和4年10月21日

A教育事務所長の受領日：令和4年10月25日

「一人で担う業務（量・質）による負担が大きく、過重労働となっています。心身の不調のサインが認められますので、御配慮をお願いします。」

② 令和4年12月22日付け「長時間勤務者保健指導結果」通知

教育政策課から各所属長への通知日：令和4年12月27日

A教育事務所長の受領日：令和5年1月5日

「長時間勤務が続いており、疲労による心身の不調が現れています。業務上の負担が大きいと思われ、人員の増加が不可欠と考えます。負荷軽減に配慮をお願いします。」

(3) 令和5年〇月〇日、C氏自死

(4) C氏の自死について、令和6年3月〇日付けにて地方公務員災害補償基金熊本支部長により公務災害認定。

(5) 令和7年10月〇日、熊本県は、C氏の自死について、勤務時間や健康管理について安全配慮義務を怠ったとして、C氏の遺族に謝罪した上で、解決金（損害賠償金）を支払うことをC氏の遺族と合意した。

(6) 令和7年10月〇日、熊本県は、C氏の遺族に対し、解決金（損害賠償金）1億851万3540円を支払った。

2 監査対象事項に関する検討

(1) B所長の重大な過失の存否について

① C氏の時間外勤務の状況について

請求人は、第1の3(1)③ア(ア)において、B所長が、「C氏の勤務時間や業務負担の軽減措置を執らなかつた」旨を主張していることから、C氏の時間外勤務の状況について確認した。

C氏の時間外勤務の状況については、時間外勤務の実績時間及びパソコンのログオン・ログオフ時刻をベースに算定した時間外勤務(以下「PCログ時間」という。)の状況によれば、「令和4年度は当初から単月での過労死ラインと言われる月100時間を、8月を除き毎月超えていたことが認められる」とされ、長時間勤務していたことが確認された。

なお、令和4年度当初、C氏が申請する時間外勤務時間数とPCログ時間に差が生じており、令和4年4月から同年8月実績分まで大きな乖離があり、当初の時間外勤務数は過少に申請されていたことが判明している(内部調査書3ページ)。

その理由としては、C氏から「時間外勤務申請を入力する時間も惜しい」との申し出があり、庶務担当職員が、C氏の時間外勤務申請及び実績確認を代理入力することになった。加えて、C氏は、時間外勤務申請をあまり出したがらず、庶務担当職員に対し、過少申請していたという実態があった。これに対し、B所長は、C氏の勤務状況とC氏が申請した時間外勤務時間数に乖離があることを認識していたため、令和4年度当初から、C氏が申請する時間外勤務時間数とPCログ時間の乖離については是正指示をしていた。

その後、同年9月に教育政策課から「時間外勤務時間の適切な把握・管理について」と題する通知が出され、B所長が改めてC氏と時間外勤務申請を実態に合わせて適切に行うことを確認したことにより、C氏が申請する時間外勤務時間数とPCログ時間の乖離が解消するに至った。

② C氏に対する負担軽減措置等について

今回の監査において、提出された証拠や関係人調査から確認した事実は以下のとおりである。

ア 令和4年5月以降の事務分掌等見直しによる軽減措置

B所長は、C氏が前所属である教育事務所に在職中より時間外勤務が多かったことを把握していたこと、令和4年4月のC氏の時間外勤務の実績時間(172時間)が申請された時間(70時間)を大幅に上回っていたことから、同年5月以降、C氏の業務負担の軽減を順次進めていった。具体的には次のとおり。

(ア) 非常勤講師に関する定例報告については、講師数も多く点検に時間がかかるため、実績の取りまとめ、定例報告については、庶務担当職員へ変更した。

- (イ) 所内会議や打合せの参加について配慮し、C氏の説明時間をはじめに確保し、終了後は退席することで、短時間（5分程度）で済ませるようにした。
- (ウ) 学校訪問において、C氏が担当していた分科会を指導課長主導に変え、軽減を図った。また、施設・設備・環境面等の点検や指導事項の取りまとめについて、他の所員が行うようにした。
- (エ) 巡回訪問は、B所長、指導課長及びC氏の3人で実施するが、その際の運転を指導課長に依頼した。その結果、令和3年度の管理主事の運転回数は約30回だったが、令和4年度のC氏の運転回数は2回であった。
なお、日常的に休憩時間は仮眠をとっていたC氏が、出張時においても車内で仮眠がとれるよう配慮していた。
- (オ) 教育庁や管内の教育委員会への人事関係資料等の書類渡しはB所長が持参達するように変更し、できるだけ出張や外出を減らすことでC氏が勤務時間に業務ができるよう配慮した。
- (カ) 管内教員の特別研修対応に係る熊本県教育センターへの出張については、最小限（令和4年5月16日及び7月26日の2回）とし、他4回はB所長が代わって対応した。
- (キ) 精神的な負担軽減を図ることも兼ね、教育庁への伺いや報告をしなければいけないこと等は、C氏に代わってB所長が行った。（C氏は苦手意識があったように感じたため）
- (ク) 提出物の読み合わせによるチェック等は、社会教育主事、指導主事及び庶務担当職員に依頼した。
- (ケ) 毎月の時間外勤務の代理入力は、C氏の意向（負担に感じていた）もあり庶務担当職員に依頼した。
- (コ) 教員業務支援員に関する資料のとりまとめ、面接の準備・計画・実施等については、社会教育主事に依頼した。

イ 産業医による時間外勤務の縮減が指導された令和4年10月18日以降の事務分掌等見直しによる軽減措置

さらなる時間外勤務の縮減のため、B所長とC氏は協議の上、本来はC氏が担う秘匿性の高い人事関係の業務についても、他の職員に依頼した。具体的には次のとおり。

- (ア) 教職員の異動希望等の入力等の異動事務関係業務について、異動情報の取りまとめ、データ作成を庶務担当職員に依頼した。
- (イ) 全教職員の所有免許・居住地等の入力等、異動に係る名簿データの整理を庶務担当職員や社会教育主事に依頼した。
- (ウ) 異動調書や三親等調べの書類整理の一環として、インデックス貼りを庶務担当職員に依頼した。
- (エ) 管理課関係の全学校分のインデックス作成を社会教育主事に依頼した。
- (オ) 異動関係の提出物の取りまとめや作成をB所長がサポートした。

ウ その他の負担軽減

事務分掌の見直し以外で取り組んだ職場環境の取組みは、次のとおり。

- (ア) 休暇取得促進の声掛け、昼休みの散歩に誘うなど、B所長自らが率先して行っていた。
- (イ) 業務上の相談については、B所長が頻繁に相談を受けており、時間外であっても対応していた。
- (ウ) B所長や指導課長は、ほぼ毎日（出張等以外）、C氏へ前日の帰宅時間や体調について、確認を行っていた。

エ 負担軽減措置に対するC氏の反応等

C氏は、当時の同僚に対し「自分が心身の故障等で倒れたらB所長に迷惑がかかる、それは絶対にしたくない、今のB所長でなかったらこの仕事は続けていけない」（令和4年10月中旬頃の発言）、「B所長だから頑張れる」（発言の時期不明）と発言していた。

また、C氏が「B所長様 入口対応の話合い、ヒアリングの打合せは遅くまで教えていただきありがとうございました。大変助かりました。B所長のおかげでとても心強いです。入口対応の記録とヒアリングの資料を作成しました。」というB所長宛てのメモがC氏の机を整理した際に発見された（メモの作成時期は令和4年12月中旬頃）。

③ 判断

ア 本件請求は、損害賠償を行った熊本県に、国家賠償法第1条第2項の規定に基づく白石教育長及びB所長に対する求償権があり、熊本県はその行使を怠っているのであるから、熊本県に当該求償権を行使するよう求める請求であると解される。

そこで、熊本県が白石教育長及びB所長に対する求償権を有するか否かを判断するために、B所長の過失の程度が重大な過失とされる程度であったかどうかについて検討する（白石教育長については、後記2（2）において検討する）。

イ 重大な過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当とする」とされている（最高裁判所昭和32年7月9日第三小法廷判決）。

B所長は、令和4年5月以降、前記②アのとおり、非常勤講師に関する定例報告を庶務担当職員へ変更する等の軽減措置をとった。また、令和4年10月18日付け通知により産業医から「一人で担う業務（量・質）による負担が大きく、過重労働となっています。心身の不調のサインが認められますので、ご

配慮をお願いします。」との指導を受けた後は、前記②イのとおり、人事異動事務関係業務についても庶務担当職員へ依頼する等、さらなる軽減措置をとった。

以上のことから、結果的にはC氏の時間外勤務の大幅な縮減には至らなかったものの、当時の状況下でなしえる軽減対策が行われていた事実を踏まえると、B所長は、著しい注意欠如の状態にあったものとは認められない。

よって、B所長には、国家賠償法第1条第2項に規定する重大な過失があったとは認められない。

(2) 白石教育長の重大な過失の存否について

請求人が第1の3(1)③ア(イ)のとおり主張する白石教育長に重大な過失があったか否かについて、今回の監査で確認した事実は次のとおり。

① 時間外勤務に対する白石教育長及び教育政策課の取組みについて

白石教育長は、令和4年4月の教育長就任時における幹部職員への訓示をはじめ課長会議や管理職研修など、ことあるごとに、「仕事を一人で抱えない、チームワークで仕事を進める、DXを活用したさらなる働き方改革への取組みによる時間外の縮減」等について、教育庁職員全員で共有するよう指示していた。

これを受け、勤務時間等に関する事務を所掌する教育政策課において、各所属への通知や会議等により、次のとおり時間外勤務の適正把握及び縮減等の取組みが行われていた。

ア 令和4年4月15日付け「時間外勤務の適正管理等について」の各所属長宛教育政策課長通知

- ・ 上限時間（原則月45時間）を超えて時間外勤務を行った職員について、所属長等による個別ヒアリングなど時間外勤務の適正管理、事務事業の見直し・業務改善、特例業務の申し出（災害対応等、公務の円滑な運営に重大な支障を来すおそれがある場合、特例で時間外勤務の上限等を超えて時間外勤務を命じる）などを周知・依頼する通知。
- ・ なお、特例勤務の申し出にあたっては、各所属において業務の平準化を徹底することが前提とされている。

イ 令和4年5月12日付け「勤務時間管理表の送付等について」各所属人事担当者宛教育政策課総務班長及び福利厚生班長連名通知

（※本通知は4月分の時間外勤務の実績を送付。以降、毎月、前月分の時間外勤務の実績について通知されている。）

- ・ 職員の勤務時間について、各月ごとに職員の時間外勤務及びパソコンの起動時間を一覧化した「勤務時間管理表」を作成し、各所属に送付。
- ・ 各所属は前記の勤務時間管理表に基づき「時間外勤務実態表」を作成し、時間外勤務時間数が月45時間（指定部署等は月80時間）を超過した職員については、「時間外勤務命令の上限時間超過に関する報告書」により、時間外勤務の上限時間を超過した理由及び再発防止策について教育政策課への報告を求めるもの。

ウ 令和4年5月30日付け「特例業務の認定について（回答）」A教育事務所
長宛教育理事通知

- ・ 前記アの通知による各所属への依頼に対して提出のあった特例業務の申し出に対する結果通知。
- ・ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行等を踏まえ、平成31年4月から時間外勤務命令を行うことができる上限を設定し、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員や重要性・緊急性が高い業務に従事する職員については、事務手続を経た上で上限を上回る時間外勤務を認めるもの。
- ・ A教育事務所からは、令和4年5月11日付けで異動業務等について当面の平準化に取り組んだうえで、同年4月の特例業務認定の申し出があり、認められている。併せて、特例業務においても時間外勤務は、必要最小限とすること、また、可能な限り月80時間以内とし、それを超える場合でもその状態が継続しないよう留意事項が明記されている。

エ 令和4年6月30日付け「時間外勤務時間の適切な把握・管理について」（課長会議資料：教育政策課）

- ・ 本庁で同日開催された課長会議（各教育事務所はリモート参加）において、令和3年度の時間外勤務実績とPCログ時間の乖離があった職員数を説明し、月80時間、100時間を超える乖離時間があった者が、103名いたことから、改めて時間外勤務の把握について依頼し、加えてサービス残業は労働基準法違反となることから、追加の時間外勤務命令等の措置や予算確保に係る学校人事課への協議等の周知を図っている。

オ 令和4年7月8日に実施したA教育事務所の「期首面談」

- ・ 教育政策課が各教育事務所を訪問し、所属職員の状況についてヒアリングするために実施。A教育事務所については、B所長と意見交換を行っている。管内の状況をはじめ、時間外勤務に関する一覧表等を持参し、所属職員の状況に

についてもヒアリングを実施。

カ 令和4年9月28日付け「時間外勤務時間の適切な把握・管理について」各所属人事担当者宛教育政策課総務班通知

- ・ 時間外勤務時間と勤務シフト以外の在庁時間に月45時間以上の乖離があり、かつ、その状態が3か月以上続いたことがある職員を抽出して、該当する職員がいた所属に、職員名、乖離時間等個別の情報を表形式により、適正把握と管理の周知を図ったもの。
- ・ A教育事務所において、C氏が該当するとして、乖離時間等が記載されている。

キ 令和4年10月28日に実施したA教育事務所の「人事ヒアリング」資料(教育政策課)

- ・ 令和5年度の組織及び配置体制見直しのため、教育政策課の人事担当部門がヒアリングを実施。B所長から、C氏の健康問題等が懸念されるため、業務量の縮減ができなければ、今後、管理主事の増員(加配)を希望したいとの相談があっている。

ク 月80時間超の時間外勤務を行った職員に対する産業医等による保健指導

- ・ 「長時間勤務による健康障害防止対策実施要領」により、各所属長は、月80時間を超える時間外勤務を命じた職員に産業医等の面接による保健指導を受けさせるもの。
- ・ 毎月各所属へ照会を行い、月45時間を超える時間外勤務を命じた職員について、各所属は「長時間勤務報告書」により、実績時間数、健康状態に関する申出事項、長時間勤務をすることとなった理由について報告を求めている。

このように、白石教育長は教育庁の指揮を執り、その命を受けた教育政策課は、各所属への通知の発出や面談等を通じて、各所属との間でC氏を含む教育庁職員の出退勤記録や長時間勤務の状況を共有しながら、時間外勤務の縮減に向けた対策を講じていた。

② 判断

請求人は、第1の3(1)③ア(イ)のとおり「白石教育長は、各教育事務所の管理主事が長時間勤務に従事していることを容易に認識し、あるいは認識し得たものであり、各教育事務所長に対する指揮監督権限に基づき、勤務時間の是正

をなすべき義務を有していたにも拘わらず、B所長に対し、C氏の長時間勤務を是正すべき指導監督義務を履行しなかった重過失がある」旨を主張する。

白石教育長は、前記①のとおり、時間外勤務の縮減等に向けた取組みとして、教育政策課の職員をはじめとして各所属長に指示を行ってきたところ、各所属職員の出退勤や時間外勤務時間といった状況の把握やこれに対する具体的な対応は、教育政策課及び各所属において担っていたことから、白石教育長において、各教育事務所の管理主事の具体的な時間外勤務の状況について容易に認識し、あるいは認識し得る状況にはなかった。

一方で、白石教育長の前記指示を受けた教育政策課において、各所属の時間外勤務の状況を把握するとともに、各所属長が、所属職員の時間外勤務を適正に把握できるよう、前記①のとおり、通知や面談等を行い、業務の平準化等による時間外勤務の縮減等について、指導・助言を行い、B所長においても、前記（1）②のとおり、C氏の業務の負担を軽減する措置を進めてきた。

以上のことから、白石教育長がC氏の長時間勤務を是正すべき指導監督義務を履行していないとはいえ、白石教育長に重大な過失があったとは認められない。

3 白石教育長及びB所長に対する国家賠償法第1条第2項に規定する求償権の行使について

前記2（1）③及び（2）②に記載のとおり、白石教育長及びB所長について、国家賠償法第1条第2項に規定する重大な過失があったとは認められず、熊本県は白石教育長及びB所長に対する求償権を有するとは認められない。